

# 理事会・評議員会報酬規程

社会福祉法人 木の実会  
ナーサリー 木の実

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人木の実会（以下、「当会」と言う。）の理事が当会理事会に出席する時、および評議員が当会評議員会に出席する時の報酬等に関する事項を定める。

(適用)

第2条 この規程は、当会役員（理事、監事）および評議員に適用する。

(種類)

第3条 報酬等の種類は次に挙げる通りである。

1. 当会理事会出席
2. 当会評議員会出席

(旅費の支給額)

第4条 旅費の計算は個別に行うことなく、理事会1回3,000円とする。

(日当・宿泊費)

第5条 理事会および評議員会の開催は、原則として本会とし、日当及び宿泊費等は支給しない。業務その他やむを得ない事由により県外にて開催を必要とする場合は、別に定める旅費規程の定めにより支給する。

(報酬清算)

第6条 報酬は都度精算とする。

附 則

1. 平成27年9月1日 施行
2. 平成29年10月1日 一部改訂
3. 平成30年4月1日 一部改訂